

長野市パートナーシップ宣誓制度 ガイドブック

幸せ実感都市
『ながの』



長 野 市

目次

1	長野市パートナーシップ宣誓制度とは	…1
2	宣誓することができる方	…2
3	宣誓手続きの流れ	…3
4	宣誓手続きに必要な書類	…4
5	受領証等の再交付・宣誓事項の変更・返還	…5
6	よくある質問	…6
	参考資料（長野市パートナーシップ宣誓制度実施要綱）	…9

1 長野市パートナーシップ宣誓制度とは

長野市では、すべての人の人権が尊重される社会を目指し、「人権を尊び差別のない明るい長野市を築く条例」、「長野市男女共同参画推進条例」及び「長野市人権政策推進基本方針」の理念に基づき、様々な人権課題に対し取り組んでいます。

こうした中、性的少数者の方の生きやすさの選択肢を広げることにより、性的少数者の方が自分らしく安心して暮らしていけるよう、性的少数者の方を含むお二人が、お互いを人生のパートナーとして宣誓する「長野市パートナーシップ宣誓制度」を導入いたします。

制度の導入により、宣誓されたお二人の思いを受け止め、応援していくとともに、市民や事業者の皆様の理解を深め、多様性が尊重され、誰もが幸せを実感できる社会を目指します。

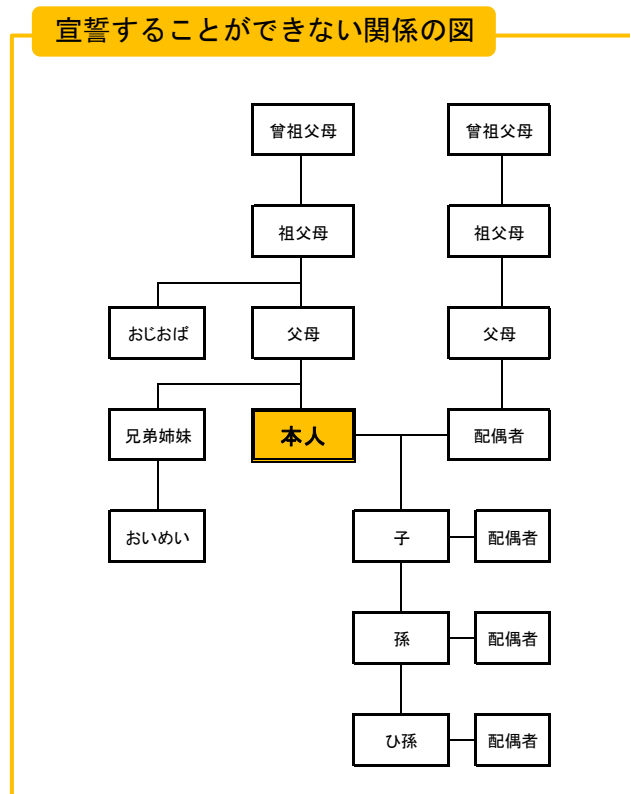
- 性的少数者（セクシュアルマイノリティ、性的マイノリティ）とは
性的指向が異性愛のみでない者、性自認が戸籍上の性と異なる者その他性のあり方が少数である者をいいます。
- パートナーシップとは
互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した二者間の関係であって、その一方又は双方が性的少数者であるものをいいます。
- 宣誓とは
二者が、市長に対し、パートナーシップであることを誓うことをいいます。

2 宣誓することができる方

パートナーシップを宣誓することができるのは、一方または双方が性的少数者であるお二人で、以下の項目をすべて満たしている必要があります。

- (1) お二人とも成年に達していること。
- (2) 宣誓しようとするお二人のうち、少なくともどちらか一方が長野市内に住所がある、または宣誓の日から30日以内に市内への転入を予定していること。
- (3) お二人とも配偶者（事実婚関係も含む）がないこと。
- (4) 宣誓するお二人以外の方とパートナーシップに相当する関係がないこと。
- (5) お二人の関係が近親者^{※1}（養子縁組の場合を除く）でないこと。

※1 民法の規定により婚姻をすることができない関係（直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族）は以下の図のとおりです。

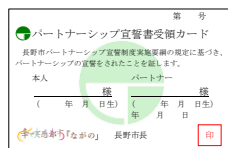


3 宣誓手続きの流れ

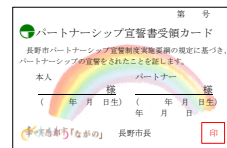
(1) 事前予約

宣誓を希望する日の概ね5開庁日前までに、事前予約を行ってください。予約時には以下のことをお伝えください。

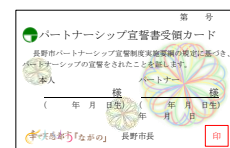
- ①宣誓を希望する日時（第3希望まで）
 - ・月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）
 - ・午前9時～午後4時※宣誓日時は、ご希望に添えない場合があります。
- ②宣誓しようとする方のお名前
 - ・通称で宣誓される場合は、通称もお知らせください。
- ③宣誓しようとする方の生年月日
- ④代表の方の日中の連絡先
 - ・電話番号またはメールアドレス
- ⑤希望する受領カードの種類
 - ・以下の3種類から選んでください。



市章



6色の虹



6色のハート

予約先

長野市地域・市民生活部人権・男女共同参画課

TEL:026-224-5084 E-mail:jinken-danjo@city.nagano.lg.jp

(2) 宣誓

- ・予約した日時に、宣誓するお二人でお越しください。
- ・本人確認書類、必要書類を持参してください。
- ・内容を確認後、職員立ち合いのもと、「長野市パートナーシップ宣誓書」及び「長野市パートナーシップの宣誓に関する確認書」に署名し、提出いただきます。

(3) 受領証等の交付

- ・「長野市パートナーシップ宣誓書受領証」（A4サイズ）1枚及び「長野市パートナーシップ宣誓書受領カード」（カードサイズ）2枚を交付します。

※ 書類に不備や不足がある場合は、宣誓を延期させていただく場合があります。

※ 来庁していただいてから受領証等の交付まで、1時間程度お時間をいただきます。プライバシーに配慮し、宣誓は個室などで行います。

※ 宣誓手続きは無料ですが、必要な書類の交付手数料は、自己負担となります。

4 宣誓手続きに必要な書類

パートナーシップの宣誓手続きには、以下の書類の提出が必要となります。

(1) 「住民票の写し」

- ・ 3か月以内に発行されたものをお一人1通ずつ提出してください。
- ※ お二人が同一世帯の場合は、お二人の情報が記載されたもの1通のみでかまいません。
- ・ 続柄、本籍、マイナンバー（個人番号）の記載は不要です。
- ※ マイナンバー（個人番号）が記載されたものは受け取れません。

◎宣誓時にどちらも長野市内にお住まいではない場合

- ・ 長野市へ転入を予定していることが分かる書類を提出してください。
（例）転出証明書の写し、賃貸借契約書の写しなど
- ・ 「長野市パートナーシップ宣誓制度転入予定者受付票」を交付します。
- ・ 転入予定日から14日以内に、長野市パートナーシップ宣誓制度転入予定者受付票及び住民票の写しを提出いただき、受領証等を交付します。

◎受領証等に通称の使用を希望される場合

- ・ 日常生活において、通称を使用していることが確認できる書類を提出してください。
（例）社員証、学生証、公共料金の請求書、病院の診察券、郵便物など

(2) 配偶者がいないことを証明する書類（戸籍抄本または独身証明書など）

- ・ 3か月以内に発行されたものをお一人1通ずつ提出してください。
- ・ 本籍地が長野市外の場合、取り寄せに時間がかかることがありますのでご注意ください。詳細は、本籍地のある自治体の戸籍担当窓口にご確認ください。

(3) 本人確認ができる書類（ご提示いただくもの）

◎1点の提示で足りるもの

- ・ マイナンバーカード（個人番号カード）、旅券（パスポート）、運転免許証など本人の顔写真のある公的機関が発行した書類

◎2点以上の提示を必要とするもの

- ・ 国民健康保険、介護保険などの被保険者証、共済組合員証、国民年金証書など氏名と生年月日または住所の記載のある公的機関が発行した書類

5 受領証等の再交付・宣誓事項の変更・返還

受領証等の再交付などの際は、人権・男女共同参画課での手続きが必要です。事前にご連絡いただくと、スムーズに手続きしていただくことができます。

(1) 受領証等の再交付について

受領証、受領カードまたは受付票の紛失、毀損などにより再交付を受けたいときは、以下の書類を持参のうえ、「長野市パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書」を提出してください。

- ① 本人確認書類
- ② 受領証、受領カードまたは受付票（紛失以外の場合）

(2) 宣誓事項の変更について

宣誓書に記入した内容、受領証などの記載事項に変更があった場合は、変更の手続きが必要です。以下の書類を持参のうえ、「長野市パートナーシップ宣誓事項変更届」を提出してください。

- ① 本人確認書類
- ② 受領証及び受領カード
- ①、②のほか、変更後の内容が分かる以下の書類を提出してください。

【住所を変更する場合】

住民票の写しなど

【戸籍上の氏名を変更する場合】

戸籍抄本など

【通称を変更する場合】

通称を確認できる書類

(3) 受領証等の返還について

以下のいずれかに該当するときは、本人確認書類を持参のうえ、「長野市パートナーシップ宣誓書受領証等返還届」を提出するとともに、受領証、受領カードまたは受付票を返還してください。

- ・ 一方または双方の意思によりパートナーシップが解消されたとき
- ・ 双方が市内に住所を有しなくなったとき
- ・ 一方が死亡したとき
- ・ その他、宣誓の要件に該当しなくなったとき

6 よくある質問

Q

長野市パートナーシップ宣誓制度と法律婚との違いは何ですか。

A

法律婚（結婚）は、相続などの財産上の権利や税金の控除、扶養の義務など、様々な法律上の権利や義務が発生しますが、長野市パートナーシップ宣誓制度は、市の要綱に基づき運用するもので、法的効力はありません。

Q

法的効力がないのに、なぜ制度を導入するのですか。

A

性的少数者の二人の関係性を対外的に証するものがなく、当事者が生きづらさを感じる要因の一つになっています。制度の導入により、その関係を対外的に証することができるようになります。

また、制度の導入を契機に、市民や事業者の皆様の理解を深め、多様性が尊重され、誰もが幸せを実感できる社会を目指します。

Q

パブリックコメントで制度の導入に慎重な意見が多く寄せられています。

A

性の多様性や性的少数者への正しい知識が普及していないこと、既存の価値観と異なるため感覚的に受け入れられないという要因が慎重な意見につながっていると考えられます。今後、正しい知識の普及や異なる価値観への理解が広がるよう丁寧に説明するとともに、広報や啓発活動に力をいれていきます。

Q

宣誓することができるのは、同性同士だけですか。

A

宣誓の対象は、戸籍上、同性同士の方に限定していません。いずれか一方または双方が性的少数者であれば、宣誓することができます。例えば、性自認と戸籍上の性別が異なるトランスジェンダーの方が、戸籍上は異性のパートナーの方と宣誓していただくことも可能です。

Q

宣誓すると戸籍や住民票にも記載されますか。

A

法的効力がないため、戸籍や住民票の記載が変わることはありません。

Q 長野市民でないと宣誓できないのですか。

A 一方が長野市に住民票がある、または宣誓の日から 30 日以内に長野市内に転入を予定していれば、宣誓できます。二人とも転入予定の場合は、「長野市パートナーシップ宣誓制度転入者受付票」を交付します。その後、転入予定日から 14 日以内に、長野市パートナーシップ宣誓制度転入者受付票及び住民票の写しを提出していただき、受領証等を交付します。

Q 住所を異動した場合、どのような手続きが必要ですか。

A 市内で住所を異動した場合は、受領証等の変更の手続き、双方が市内に住所を有しなくなった場合は、受領証等の返還の手続きが必要です。
ただし、パートナーシップ宣誓制度に係る都市間連携に関する協定を締結した都市間での住所異動の場合は、転出元自治体への受領証等の返還が不要となるなど、手続きの負担を軽減しています。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

Q 養子縁組をしています、パートナーシップの宣誓をすることはできますか。

A パートナーシップを目的に養子縁組をしている場合は、宣誓することができます。

Q 宣誓にあたり、プライバシーは守られますか。

A 宣誓は、プライバシーに配慮し個室などで行い、担当の市職員のみが立ち会います。個人情報、長野市個人情報保護条例に基づき適切に管理します。

Q 受領証等は即日交付されますか。

A 書類などに不備がなく、要件に適合していると認められる場合は、原則、即日交付します。なお、内容確認などのため、1 時間程度、時間がかかります。また、申請には、事前の予約が必要になります。

Q 宣誓にあたり、費用はかかりますか。

A 宣誓や受領証等の交付には、費用はかかりません。ただし、宣誓する際に提出いただく書類の交付手数料は自己負担となります。

Q 性的少数者の人口はどのくらいですか。

A 国内で行われた民間や自治体などの調査では、日本人の3～10%と想定されており、左利きや血液型がA B型の方とほぼ同じ割合と言われています。長野市では、約37万人とすると約11,000人～37,000人になります。

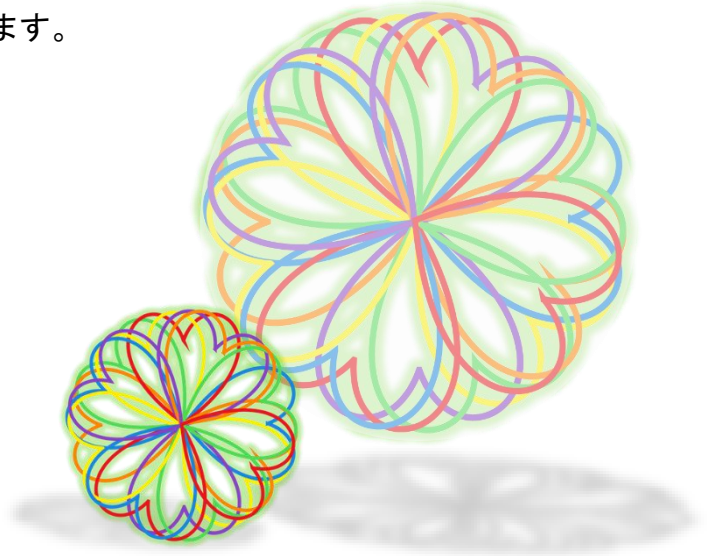
Q 利用可能なサービスは何がありますか。

A 長野市では、市営住宅（家族用）の入居、亡くなられた方に係る個人情報の提供、保育所などの利用などのサービスがあります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

民間は、金融機関では住宅ローンにおいて、配偶者の定義をパートナーに含めたり、携帯電話会社では家族割引などのサービスがあります。詳しくは、該当の事業者にお問い合わせください。

Q ファミリーシップ宣誓（家族）や事実婚も対象にするべきではないですか。

A まずはパートナーシップのお二人を対象にし、ファミリーシップ宣誓（家族）については、当事者の声や他都市の状況を踏まえて研究していきます。事実婚については、住民票で妻（未届）と記載できるなど、社会的に双方の関係性を証明することができます。



参考資料（長野市パートナーシップ宣誓制度実施要綱）

長野市パートナーシップ宣誓制度実施要綱

（目的）

第1 この要綱は、長野市パートナーシップ宣誓制度の基本方針（令和4年8月17日策定）に基づき、パートナーシップである二者がその自由な意思により行う宣誓に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した二者間の関係であって、その一方又は双方が性的少数者であるものをいう。
- (2) 性的少数者 性的指向が異性愛のみでない者、性自認が戸籍上の性と異なる者その他性のあり方が少数である者をいう。
- (3) 宣誓 二者が、市長に対し、パートナーシップであることを誓うことをいう。
- (4) 申告 市内への転入をする前に、宣誓の制度に係る都市間の連携に関する協定（以下「連携協定」という。）を本市と締結した他の地方公共団体（以下「連携協定締結都市」という。）において、第6第1項に規定する受領証等に類する書類（以下「受領証等類似書類」という。）の交付を受けた二者が、市長に対し、当該交付を受けた事実を申し出ることを行うことをいう。

（宣誓又は申告の要件）

第3 次に掲げる要件の全てに該当する二者は、宣誓又は申告をすることができる。

- (1) 二者の双方が成年に達していること。
- (2) 二者のいずれか一方又は双方が、市内に住所を有し、又は第4第1項の規定により宣誓をしようとする日（以下「宣誓日」という。）若しくは第5第1項の規定により申告をしようとする日（以下「申告日」という。）から30日以内に市内への転入を予定していること。
- (3) 二者の双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）がいないこと。
- (4) 共に宣誓又は申告をしようとする相手以外の者との間にパートナーシップに相当する関係がないこと。
- (5) 二者が民法（明治29年法律第89号）第734条又は735条の規定により婚姻をすることができないとされている関係にないこと。ただし、養子縁組をしている場合を

除く。

(宣誓の方法)

第4 宣誓をしようとする二者（以下「宣誓希望者」という。）は、市の職員の面前において長野市パートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）及び長野市パートナーシップの宣誓に関する確認書（様式第2号。以下「確認書」という。）に必要な事項をそれぞれ自ら記入し、次に掲げる書類（宣誓日前3月以内に発行されたものに限る。）を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、宣誓希望者のいずれか一方又は双方が宣誓書及び確認書に自ら記入することができないと市長が認めるときは、市の職員及び宣誓希望者の立会いの下で、当該宣誓希望者以外の者にこれを代筆させることができる。

- (1) 宣誓希望者（宣誓日から30日以内に市内への転入を予定している者を除く。）に係る住民票の写し
- (2) 宣誓希望者に係る戸籍抄本、独身証明書その他の配偶者がいないことを確認することができる書類
- (3) 宣誓日において宣誓希望者の双方が市外に住所を有し、いずれか一方又は双方が宣誓日から30日以内に市内への転入を予定している場合にあっては、その事実を確認することができる書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

2 宣誓希望者は、性別の違和その他特別の理由があると市長が認める場合には、日常生活において通称（戸籍上の氏名に代えて社会生活上日常的に使用している氏名をいう。以下同じ。）を使用していることを確認することができる書類を市長に提示することにより、宣誓書及び確認書に通称を使用することができる。

3 市長は、宣誓希望者が本人であることを確認するため、個人番号カード、旅券、在留カード、運転免許証、資格証明書その他の官公署が発行し、かつ、本人の顔写真が貼付された証明書であって、市長が適当と認めるものの提示を求めるものとする。

4 宣誓書及び確認書の提出は、市長が指定する場所において行うものとする。

(申告の方法)

第5 申告をしようとする二者（以下「申告希望者」という。）のいずれか一方又は双方は、長野市パートナーシップ宣誓継続申告書（様式第2号の2。以下「申告書」という。）及び長野市パートナーシップの宣誓継続に関する確認書（様式第2号の3。以下「宣誓継続に関する確認書」という。）に必要な事項を記入し、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、申告希望者のいずれか一方又は双方が申告書及び宣誓継続に関する確認書に自ら記入することができないと市長が認めるときは、当該申告希望者以外の者にこれを代筆させることができる。

- (1) 市内への転入をする前に連携協定締結都市において交付を受けた受領証等類似書類の写し

- (2) 申告希望者（申告日から 30 日以内に市内への転入を予定している者を除く。）に係る住民票の写し
- (3) 申告日において申告希望者の双方が市外に住所を有し、いずれか一方又は双方が申告日から 30 日以内に市内への転入を予定している場合にあっては、その事実を確認することができる書類
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

2 第 4 第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定による申告の方法について準用する。この場合において、第 4 第 2 項及び第 3 項中「宣誓希望者」とあるのは「申告希望者」と、第 4 第 2 項中「提示する」とあるのは「提示し、又は提出する」と、「宣誓書及び確認書」とあるのは「申告書及び宣誓継続に関する確認書」と、第 4 第 3 項中「提示」とあるのは「提示又は提出」と読み替えるものとする。

3 申告書及び宣誓継続に関する確認書の提出は、市長が別に定める方法により行うものとする。

（受領証等の交付等）

第 6 市長は、第 4 第 1 項の規定による宣誓書及び確認書の提出があった場合において、宣誓希望者が第 3 に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、当該宣誓希望者が宣誓をしたことを証するため、当該宣誓希望者に対し、長野市パートナーシップ宣誓書受領証（様式第 3 号。以下「受領証」という。）及び長野市パートナーシップ宣誓書受領カード（様式第 4 号。以下「受領カード」という。）（以下「受領証等」という。）を交付するものとする。

2 第 4 第 2 項の規定により宣誓希望者が通称を使用したときは、受領証等に通称及び戸籍上の氏名を記載するものとする。

3 前 2 項の規定は、第 5 第 1 項の規定による申告書及び宣誓継続に関する確認書の提出があった場合について準用する。この場合において、第 1 項中「第 4 第 1 項の規定による宣誓書及び確認書」とあるのは「第 5 第 1 項の規定による申告書及び宣誓継続に関する確認書」と、「宣誓希望者」とあるのは「申告希望者」と、「宣誓を」とあるのは「申告を」と、前項中「第 4 第 2 項の規定により宣誓希望者」とあるのは「第 5 第 2 項において読み替えて準用する第 4 第 2 項の規定により申告希望者」と読み替えるものとする。

4 市長は、前項において読み替えて準用する第 1 項の規定により申告希望者に受領証等を交付したときは、当該申告希望者が宣誓をしたものとみなし、当該受領証等を交付した事実その他連携協定で定める事項について、当該申告希望者が市内への転入をする前の住所の属する連携協定締結都市に通知する。

（市内への転入）

第 7 第 6 第 1 項の規定にかかわらず、宣誓日において宣誓希望者の双方が市外に住所を有し、いずれか一方又は双方が宣誓日から 30 日以内に市内への転入を予定してい

る場合にあっては、当該宣誓希望者に対し、長野市パートナーシップ宣誓制度転入予定者受付票（様式第5号。以下「受付票」という。）を交付し、当該宣誓希望者のいずれか一方又は双方が市内への転入をしたことを証する住民票の写しの提出があった後に、当該受付票と引換えに受領証等を交付するものとする。

2 前項の規定による住民票の写しの提出は、転入予定日（宣誓希望者が確認書に記入する市内への転入の予定日をいう。以下同じ。）（宣誓希望者の双方が市内への転入をする場合で、転入予定日が異なるときは、いずれか早い日とする。）から14日以内に行わなければならない。ただし、当該期間までに当該提出を行うことができない特別の事情があると認められる場合は、市長が別に指定する日までとする。

3 前2項の規定は、申告希望者が市内への転入を予定している場合について準用する。この場合において、第1項中「第6第1項」とあるのは「第6第3項において読み替えて準用する第6第1項」と、「宣誓日」とあるのは「申告日」と、同項及び前項中「宣誓希望者」とあるのは「申告希望者」と、同項中「前項」とあるのは「次項において読み替えて準用する前項」と、「確認書」とあるのは「宣誓継続に関する確認書」と読み替えるものとする。

（受領証等の再交付）

第8 第6第1項（第6第3項において読み替えて準用する場合を含む。）又は第7第1項（第7第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により受領証等の交付を受けた者（以下「宣誓者」という。）は、当該受領証等の紛失、毀損、汚損等があったときは、長野市パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第6号。以下「再交付申請書」という。）を市長に提出することにより、受領証等の再交付を受けることができる。この場合において、毀損又は汚損により受領証等の再交付を受けるときは、再交付申請書に既に交付を受けている受領証等を添えなければならない。

2 第4第3項の規定は、前項の規定による受領証等の再交付の手続について準用する。
（変更届）

第9 宣誓者は、氏名、通称、住所等に変更があったときは、長野市パートナーシップ宣誓事項変更届（様式第7号。以下「変更届」という。）により市長に届け出なければならない。この場合において、氏名又は通称を変更するときは、変更届に変更前の受領証等を添えなければならない。

2 第4第3項の規定は、前項の規定による変更の手続について準用する。

3 市長は、第1項の規定により氏名又は通称の変更に係る届出があったときは、変更届の内容を確認し、当該宣誓者に対し、変更後の受領証等を交付するものとする。

（受領証等の返還等）

第10 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、長野市パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第8号。以下「返還届」という。）により市長に届け出る

とともに、受領証等を返還しなければならない。

- (1) 宣誓者のいずれか一方又は双方の意思によりパートナーシップが解消されたとき。
- (2) 宣誓者の双方が市内に住所を有しなくなったとき。
- (3) 宣誓者のいずれか一方が死亡したとき。
- (4) 宣誓者のいずれか一方又は双方が第3第3号から第5号までに掲げる要件を満たさなくなったとき（宣誓者同士が婚姻をしたときを除く。）。

2 前項の場合において、紛失その他の理由により受領証等の返還が困難であると市長が認めるときは、受領証等の返還を要しないものとする。

3 第4第3項の規定は、第1項の規定による返還の手続について準用する。

4 宣誓者が連携協定締結都市への転出をした場合において、当該連携協定締結都市から受領証等類似書類を交付した事実その他連携協定で定める事項について通知があったときは、第1項の規定による返還届の届出及び受領証等の返還がされたものとみなす。

第11 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、宣誓者に対し、受領証等の返還を求めるものとする。

- (1) 宣誓者が、受領証等を不正に利用し、変造し、又は第三者に譲渡したとき。
- (2) 宣誓書若しくは確認書又は申告書若しくは宣誓継続に関する確認書の内容に虚偽があったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、受領証等の返還が必要であると市長が認めるとき。

2 宣誓者は、前項の規定により受領証等の返還を求められたときは、遅滞なく当該受領証等を市長に返還しなければならない。

（準用）

第12 第8、第10及び第11の規定は、受付票について準用する。

（交付番号の公表）

第13 市長は、第10又は第11の規定により受領証等が返還された場合その他特に必要と認める場合は、受領証等の交付番号（受領証等ごとに付与された番号をいう。）を公表することがある。

（補則）

第14 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和4年長野市告示第606号）

この要綱は、令和4年12月1日から施行する。

附 則（令和4年長野市告示第682号）

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。



長野市パートナーシップ宣誓制度ガイドブック（第2版）

令和5年1月1日発行

長野市地域・市民生活部人権・男女共同参画課

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町 1613 番地

TEL : 026-224-5084 FAX : 026-224-7547

メール : jinken-danjo@city.nagano.lg.jp

（受付時間：平日8時30分～17時15分 年末年始を除く）